

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令 { (イ)第41条 { 特定認定長期優良住宅以外
 (a) 新築されたもの
 (b) 建築後使用されたことのないもの
 特定認定長期優良住宅
 (c) 新築されたもの
 (d) 建築後使用されたことのないもの
 (ロ)第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの) }

の規定に基づき、下記の家屋 { 平成 年 月 日 { (ハ) 新築
 (ニ) 取得 } } がこの規定に該当するものである旨を証明します。

記

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	年 月 日
家屋番号	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落

平成 年 月 日

輪島市長 梶 文 秋